

奈井江町教育委員会 障がい者活躍推進計画

令和2年3月
(令和7年3月改定)

策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 奈井江町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、町長部局と連携し、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に取り組んでまいりました。
- こうした中、令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が示されたとともに、厚生労働大臣が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。
- 障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、教育委員会としても取り組んでいくことが重要であることから、令和2年3月に「障がい者活躍推進計画」を策定し、この度計画期間の終了を迎えることから、計画期間の改定を行いました。
- 本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2 計画期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間といたします。
- なお、計画期間内において、取組状況等を把握・検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、職員に対し周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適正な方法で公表いたします。
- また、計画に掲げる取り組みの実施状況等についても、定期的に周知・公表いたします。

障がい者活躍推進計画

機 関 名	奈井江町教育委員会
任 命 権 者	奈井江町教育委員会
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
奈井江町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	奈井江町教育委員会においては、職員数が少ない機関であり、障がい者雇用の直接的な募集や採用は行っていないが、今後についても、町長部局と連携しながら、会計年度職員等の配置に努めることとする。
目 標	
①採用に関する目標	障がい者雇用に関して理解を深める。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	障がい者雇用推進者として、教育委員会事務局長を選任し、障がい者雇用推進に向けた体制整備を行う。 ※令和7年4月に選任予定
2. そ の 他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。